⑺　共同企業体を構成する場合においては、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

①　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成24年度及び平成25年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案等に関する事項

⑴　技術提案書及び工事費内訳書の作成　技術提案書の作成に当っては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。また、工事費内訳書の作成に当っては当該技術提案書に対応したものとし、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書及び工事費内訳書の審査　本工事は、１次審査及び２次審査の２段階により、技術提案書及び工事費内訳書の審査を行う。

１次審査では、技術提案書を中心に技術交渉を実施し、交渉を踏まえた１次最終技術提案書及び工事費内訳書をもって２次審査を受ける技術提案者を選定する。

２次審査時には、上記の選定後に提出される詳細工事費内訳書を中心に技術・価格交渉を実施し、技術提案者は交渉を踏まえた最終技術提案書及び最終詳細工事費内訳書を提出する。

⑶　工事費内訳書等の総額及び入札価格　詳細工事費内訳書の総額は工事費内訳書の総額以下、最終詳細工事費内訳書の総額は詳細工事費内訳書の総額以下、入札価格は最終詳細工事費内訳書の総額以下の金額でなければならない。

４　落札方式に関する事項

⑴　２次審査を受ける技術提案者の選定

①　総合評価の方法　２次審査を受ける技術提案者の選定方式は、１次最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑴③に応じた最大30点の加算点を加えて、工事費内訳書の総額で除した数値（以下「１次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。なお、技術提案書の内容が最低限の要件を満足しない場合は２次審査を受ける技術提案者には選定されない。また、この場合、１次審査の加算点の評価は行わない。

②　選定方式

ア　３⑵により技術提案者から提出された１次最終技術提案書及び工事費内訳書の総額から４⑴①によって得られた１次評価値の高い順に上位３者を２次審査を受ける技術提案者とする。なお、選定された技術提案者が辞退した場合、又は技術提案者が２次審査段階で、２次審査を辞退した場合は、１次評価値が次点の者（その者が参加できない場合は次順位の者）を２次審査を受ける技術提案者として追加選定する場合がある。

イ　アにおいて、１次評価値が３番目となる者が２者以上あるときは、その中で最も工事費内訳書の金額が低い者を２次審査を受ける技術提案者とする。工事費内訳書の金額も同じ場合には、くじ引きにより２次審査を受ける技術提案者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は以下のとおりである。

ア　施工管理に関する更なる工夫
イ　工程管理に関する更なる工夫
ウ　品質・出来形管理に関する更なる工夫
エ　安全管理に関する更なる工夫

⑵　落札者の選定

①　総合評価の方法　落札者の選定方式は、最終技術提案書の内容が最低限の要件を満足する場合、標準点の100点が付与され、４⑵③に応じた最大30点の加算点を加えて、入札価格で除した数値（以下「２次評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

②　選定方式

ア　最終技術提案書に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、最終技術提案書及び入札価格から４⑵①によって得られた２次評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、２次評価値が最も高い者を落札者とする。

イ　アにおいて、２次評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

③　技術提案評価項目（加算点用）　技術提案評価項目（加算点用）は４⑴③ア～エと同じとする。

５　入札手続等

⑴　担当部局　首都高速道路株式会社　神奈川建設局　総務・経理課　〒221―0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安一丁目２番４号　オルトヨコハマ・ビジネスセンター３階　電話045―439―0706（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付期間、場所及び方法　「入札説明書」及び本工事に関連する資料等を競争参加希望者に有償で直接交付する。

①　交付期間　平成26年４月21日（月）から平成26年５月21日（水）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成26年４月21日（月）は午後１時以降とする。

②　交付場所　首都高技術株式会社　企画部企画課　〒105―0001 東京都港区虎ノ門三丁目10番11号（虎ノ門ＰＦビル２階）　電話03―3578―5757（代表）

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術提案書の提出期間、場所及び方法　平成26年４月21日（月）から平成26年５月21日（水）までの毎日、午前10時から午後４時までの時間のうち、正午から午後１時を除く時間。ただし、平成26年４月21日（月）は午後１時以降とする。５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑷　競争参加資格確認申請書及び技術提案書を提出した後は、引換え、変更又は取消しをすることができないものとする。

⑸　１次最終技術提案書及び工事費内訳書の提出日及び場所　平成26年６月13日（金）午後４時までとする。５⑴に示す担当部局まで持参すること。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札日時及び場所　平成26年８月27日（水）午後２時、（ただし、郵送等（書留郵便又は信書便に限る。以下同じ。）による入札書の受領期限は、平成26年８月26日（火）午後４時）、５⑴に示す担当部局まで持参又は郵送等すること。

②　開札日時及び場所　平成26年８月27日（水）午後２時、５⑴に示す担当部局にて行う。

③　入札及び開札の日時は変更となる場合がある。